

監査結果報告（工事監査）

船橋市監査基準に準拠し、次のとおり監査を実施した。

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく財務監査（定期監査）

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査

第2 監査の対象

船橋市児童相談所新築工事

船橋市児童相談所新築電気設備工事

船橋市児童相談所新築機械設備工事

（こども家庭部児童相談所開設準備課、建築部建築課）

(1) 工事場所：船橋市若松2丁目1番16、敷地面積 3,086.21 m²

(2) 工事規模：建築面積 1,671.85 m²、延べ面積 3,615.61 m²

(3) 建物内容：鉄筋コンクリート造3階建

(4) 契約金額：

新築工事 2,118,490,000 円（消費税及び地方消費税込み）

工事請負変更（増額分） 105,734,200 円（消費税及び地方消費税込み）

電気設備工事 429,550,000 円（消費税及び地方消費税込み）

工事請負変更（増額分） 39,079,700 円（消費税及び地方消費税込み）

機械設備工事 406,780,000 円（消費税及び地方消費税込み）

工事請負変更（増額分） 13,640,000 円（消費税及び地方消費税込み）

(5) 契約の相手方：建築工事 戸田・京成特定建設工事共同企業体

電気設備工事 共立・越中特定建設工事共同企業体

機械設備工事 ケイハイ・ネオテック特定建設工事共同企業体

(6) 工期：建築工事 令和6年6月29日 ～ 令和8年3月31日

電気設備工事 令和6年6月29日 ～ 令和8年3月31日

機械設備工事 令和6年6月29日 ～ 令和8年3月31日

第3 監査を実施した監査委員

栗林 紀子
齋藤 弘之
浦田 秀夫
日色 健人

第4 監査の着眼点

協同組合 総合技術士連合に技術調査を委託し、下記9項目の調査結果報告を基に、工事の執行について適正かつ効率的に行われているかの観点から監査を実施した。

- (1) 計 画：基本計画、工事概要、計画留意事項、工期設定等
- (2) 設 計：適用基準、特記仕様書、設計図書、交差点設計等
- (3) 積 算：適用基準、積算、見積、価格調査、VE提案
- (4) 契 約：工事請負契約、業者選定資料、落札率
- (5) 施 工：諸官庁への届出、施工計画、施工体制台帳等
- (6) 監 理・検 査：工事監理記録、各種検査指示書と検査記録等
- (7) 環 境 保 全：施工時の環境保全対策
- (8) 維 持 管 理：施設の維持管理計画
- (9) 現 場：施工状況等

第5 監査の実施内容

令和7年8月19日から令和8年1月27日まで、監査委員事務局において、契約関係書類及び設計図書等について調査確認し、関係職員に説明を求めるとともに、工事現場において施工状況の調査を行い、併せて関係職員から事情聴取を実施した。

第6 監査の結果

前記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象とした工事が法令に適合し、適正かつ効率的に行われていると認められた。